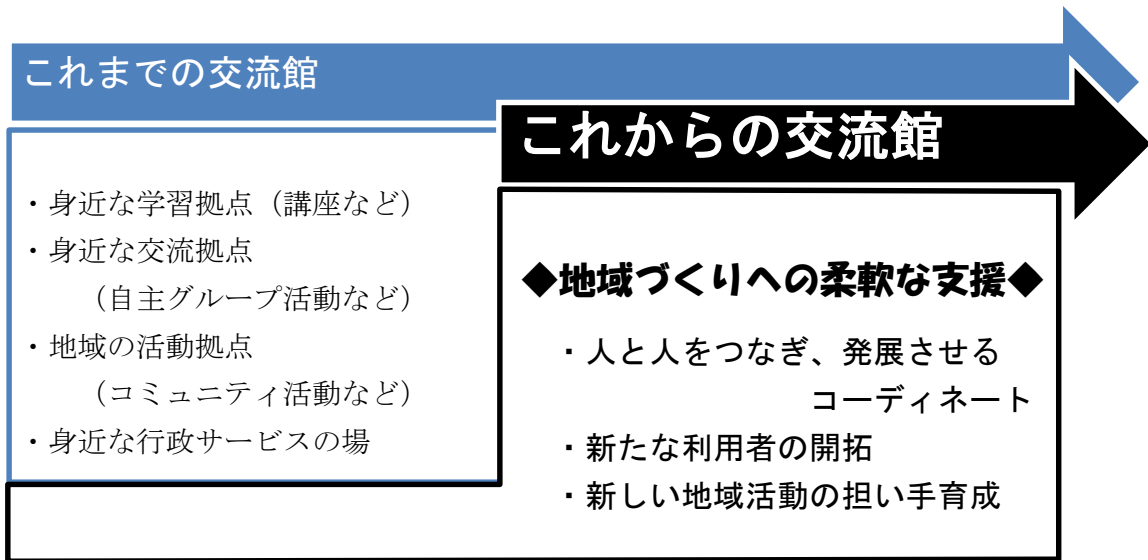


豊田市生涯学習センター交流館運営基本方針

1 基本方針 地域の実情に応じた、地域づくりへの柔軟な支援 ～人づくり・地域づくり・生きがいくくり・地域活動の担い手づくり～



豊田市は、本市のまちづくりの原則を定めた豊田市まちづくり基本条例において、豊田市の自治の基本理念を「子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指す」としています。

また、第7次総合計画の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく躍進するまち・とよた」に向けたまちづくり目標を「共働による個性豊かな地域」と掲げています。

25～26年度にかけて豊田市生涯学習審議会では、これらのまちづくりへの目標と交流館の運営基本方針である「人づくり・地域づくり・生きがいくくり～地域活動の担い手づくり～」の実現に向けて、これからの交流館に求められる役割と機能について議論してきました。

そして、議論のまとめにおいて、これからの交流館のめざすべき姿と役割として『地域の実情に応じた、地域づくりへの柔軟な支援』であるとの答申を受けました。

その理由として、まちづくり基本条例で謳われている「共働によるまちづくり」の実現に向け、交流館は地域活動の拠点施設という場としての役割だけではなく、地域の人と人をつなげるコーディネートや地域づくりにつながる学習機会の提供、新しい地域活動の担い手の育成等を強化し、地域づくりの支援の一翼を担うことが必要であるとの答申を受けました。

あわせて、市域の広い豊田市でこれらを実現するには、市の統一的な取組ではなく、地域課題・地域実情に合った柔軟な対応が必要であると提案されました。

これまで、交流館は講座の実施、自主グループ活動の支援、コミュニティ活動の支援などを通じて、市民の生涯学習の推進や地域づくり活動に尽力し、一定の成果を収めてきました。

生涯学習審議会の答申やこれまでの交流館活動の成果を受け、これからの交流館活動は、生涯学習の場、地域活動の担い手づくりの場からステップアップし、地域の特徴を生かしながら、地域の人材をつなげ、市民同士の成長を促進し、地域活動の輪を育てる役割の実現に向けた取組を進めていきます。

豊田市まちづくり基本条例で定義されている「市民」

市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体

2 基本方針の期間

平成27年度～平成29年度（3年間）

3 基本方針の実現に向けて

生涯学習審議会の答申では、基本方針の実現に向けて、これからの交流館に求められる役割を、「場としての交流館の役割」と「交流館職員の役割」に分けて示しています。

○ 場としての役割 ○

- 地域の交流の場の提供
(ロビーなどのフリースペース)
- 市政情報や地域資源を発信する場の提供
(ロビーなどのフリースペース)
- 生涯学習の場の提供
(貸し部屋、図書、講座)
- 子育て支援の場の提供
(子育てサロン)
- 子どもの居場所の提供
(貸し部屋、ロビーなどのフリースペース)

● 職員の役割 ●

- 地域住民の交流機会のコーディネート
- 新たな地域活動の担い手の育成
- 地域情報の収集と発信
- 新たな利用者の開拓
- 生涯学習機会の提供
- 生涯学習や地域活動の相談と支援

これらの役割を実践し基本方針を実現していくために、以下の(1)～(4)について、重点的に具体的な取組を進めます。

なお、具体的な取組方法は、各年度の重点目標として示していきます。

(1) 地域住民の交流機会のコーディネート

- 地域住民の交流のきっかけとなるような場の設定
 - ・ 交流館講座の実施にとどまることなく、ロビーなどのフリースペースを活用し、地域住民同士のつながりを広げる場をめざす。
 - ・ 交流館職員は、交流の場を活かし、地域住民と積極的にコミュニケーションを取ることで、新たな地域活動の担い手の発掘や住民同士のつながりをコーディネートする。

例) 地域住民が自由に参加できるカフェやミニコンサート、季節のイベントなどを実施し、地域住民同士が交流する機会を増やす。

交流館職員は、地域住民同士の交流の場に積極的に入り、地域住民と言葉を交わす中で、地域の様子や人材を知る場として活用する。

(2) 新たな利用者の開拓

- 企業利用の制限を緩和、企業にも開かれた交流館とする
 - ・ 豊田市がめざす「市民力」「地域力」「企業力」「行政力」の力を合わせた活力と魅力あるまちづくりを実現するため、企業利用の制限を緩和し、企業との連携などの工夫を取り入れ、これまで利用したことがない市民の利用促進や企業を含めた地域活動のネットワーク構築を目指す。

例) ・ 市と指定管理者で協力し、企業等の民間事業者の貸し部屋の利用制限の緩和や物販を含む営利活動の緩和の検討を進める。

- ・ イベントなどを通じて民間事業者と連携することで、交流館事業にさらなる面白みや楽しさを加え、これまで交流館事業に参加したことがない市民の利用促進につなげる。

- 中学生の利用を緩和し、地域の将来の担い手の利用促進
 - ・ 日ごろから中学校との連携強化を意識し、交流館事業を企画することで、次世代を担う子どもたちが地域を知り、興味を持つきっかけをつくる。

例) ・ 市と指定管理者で協力し、中学生の貸し部屋利用の申請について、保護者による利用申請を緩和する等、中学生が利用しやすいルールへの改正を検討する。

- ・ 中学生が主体的に関わることができる機会や中学生ボランティアの活躍の場を増やすなど、子どもたちが地域で活動するきっかけをつくる。

(3) 新たな地域活動の担い手の育成

- 地域活動に携わる人の裾野を拡大
 - ・ 積極的に自主グループや地域活動団体の様子を見える化し、新しい参加者の増加や団体同士の連携など、活動の広がりが進むように工夫する。

例) (1) のフリースペースにおいて、地域で活動している人や団体に活躍してもらうなど、積極的に自主グループや地域活動団体の様子を見える化し、新しい参加者の増加や団体同士の連携など、活動の

広がりが進むように工夫する。

■ 地域の核となる人材を育成

- ・ 市民の自主性・自立性を促進するために、交流館は、人や団体をつなぐ、助言する、情報提供するといったコーディネート役に徹し、主体的で持続可能な地域活動の担い手の育成に努める。

例) 自主グループと地域活動団体をつなぎ、一緒に地域で活動を行うなど、趣味の活動に留まりがちであった自主グループが、地域活動の担い手となるように支援する。

(4) 交流館職員の資質向上

交流館が単なる社会教育の場から脱却し、地域づくりへの柔軟な支援に向けた上記

(1) ～ (3) の取組を実行できる交流館の職員へと資質を向上する。

例) 人材育成研修のほか、地域で活動する人材や団体、様々な地域資源などをまとめた地域カルテの作成を通じて、地域に精通したコーディネート力を持つ職員を育成する。

4 交流館の運営原則

- ・ 市の統一的な取組ではなく、地域課題を把握し、地域事情に合った柔軟な交流館運営を行うこと。
- ・ 市民の自主的な活動に対する経済的支援（人・モノ・カネ・場所等のルール外の提供）は原則として行わない。（人づくり・地域づくり・生きがいづくり・地域活動の担い手づくりのための経済的支援を行うことが適当と思われる場合は、交流館運営委員会やコミュニティ会議等で「地域の総意」を確認すること。）
- ・ コミュニティ会議・自治区・交流館活動団体などの地域の諸団体や、市（地域会議を含む）・学校・警察など、関係行政機関との連携を図ること。
- ・ 限られた経営資源（人員、施設設備、財源）で、変化する社会情勢に迅速に対応した交流館事業を行うため、基本方針に寄与するかの視点で評価・見直しを行う。
- ・ 他団体で実施できる事業と競合する事業は原則、廃止する。
- ・ 施設の安全性に配慮した上で、費用対効果を踏まえ経費節減に取り組む。

5 交流館運営委員会の活用

交流館運営委員会への付議は、交流館の中期的な事業方針の立案や、交流館が抱える課題の解決に向けた協議など、議題を絞り込んで行う。（とりわけ、昨今の公共施設の利用マナーの悪化に対しては、交流館が抱える諸問題を情報共有するとともに、対応の協力を依頼すること）

6 地域自治システムと交流館

交流館は、地域の住民が地域自治システムを活用し、各地域会議が地域の特色を活かした計画を立案し、共働のまちづくりを進めるため、地域情報の提供、地域組織の連携促進、活動場所の提供等の面で支所や地域会議を支援する。

7 交流館に関する行政計画

- (1) 豊田市総合計画・後期実践計画
- (2) 豊田市教育行政計画
- (3) 豊田市子どもスマイルプラン
- (4) 豊田市男女共同参画プラン（クローバープラン）
- (5) 豊田市国際化推進計画
- (6) 豊田市食育推進計画
- (7) 豊田市文化芸術振興計画
- (8) 豊田市ものづくり文化のまち構想
- (9) 豊田市子ども読書活動推進計画